

参議院議員通常選挙

選挙特集号

投票日

令和7年

7月20日(日)

投票時間 午前7時から午後8時まで

私たちの代表を選ぶ、大切な選挙です。

忘れずに投票しましょう



丹波市選挙管理委員会
丹波市明るい選挙推進協議会

(丹波市総務部総務課内)

TEL 0795-82-1002 (直通) / FAX 0795-82-5448

〒669-3692 丹波市氷上町成松字甲賀1番地

参議院議員通常選挙

投票日

令和7年

7月20日(日)

投票時間 午前7時から午後8時まで

開票 午後9時10分から丹波市立氷上住民センター体育館

投票のご案内

選挙当日(7月20日)の投票所

選挙当日(7月20日)の投票所は、投票所入場券に記載しています。

選挙当日は、投票所入場券に記載された投票所で投票してください。

(6月20日以降に市内で転居された方は、転居前の住所地の投票所が投票場所です。)

投票所入場券

入場券は、7月3日(木)の公示日に速やかに発送しますが、郵送の都合上、お手元に届くのが7月8日(火)から7月10日(木)となる予定です。入場券が届く前に期日前投票をされたい場合は、期日前投票所で宣誓書をご記入のうえ投票していただけますので、投票所で係員にお申し出ください。

今回の選挙で投票できる人

今回の参議院議員通常選挙で投票できる人は、令和7年7月20日現在で満18歳に達している方で、令和7年4月2日以前から引き続き丹波市内に住所を有し、選挙人名簿に登録されている人です。

不在者投票について

【病院・介護福祉施設などに入院・入所中の方】

兵庫県選挙管理委員会が指定した病院や介護福祉施設などに入院・入所中の方は、不在者投票により投票ができます。

詳しくは、各施設の事務局にお問い合わせください。不在者投票の手続きには日数がかかりますので、お早めにお問い合わせください。

市内の指定病院及び施設

<病院・老人保健施設>

丹波医療センター
香良病院・大塚病院
ひかみシルバーステイ
さんなん桜の里

<老人ホームなど>

柏原けやき苑・青葉荘・松寿園・ふれあいの郷もくせい
三相園・おかの花・保月の郷・山路園・五輪荘
やまじいこい苑・丹寿荘・春日育成苑・おがわの里

その他の不在者投票

郵便等による不在者投票、丹波市以外の滞在地の選挙管理委員会での不在者投票などの制度がありますが、どの方法も手続きに日数がかかりますので、お早めに丹波市選挙管理委員会までお問い合わせください。

◎郵便等による不在者投票

郵便等投票証明書をお持ちの方が自宅で記入し、郵便等で投票する制度です。

下記要件に合致する方には郵便等投票証明書の交付が可能です。

(1) 身体障害者手帳

両下肢、体幹、移動機能の障害 1、2級

心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障害 1級、3級

免疫、肝臓の障害 1～3級

(2) 戦傷病者手帳

両下肢、体幹の障害 特別項症から第2項症

心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓の障害 特別項症から第3項症

(3) 要介護5

◎丹波市以外の滞在地の選挙管理委員会での不在者投票

単身赴任などで遠方に滞在されており、期日前投票にも選挙当日にも投票できない方が、滞在地の選挙管理委員会で投票できる制度です。

投票用紙等請求書兼宣誓書で丹波市選挙管理委員会へ投票用紙等を請求し、送られてきた投票用紙と不在者投票証明書を持って滞在地の選挙管理委員会で投票するものです。

期日前投票について

選挙当日に、仕事、買い物、外出などの理由で投票所に行けない人は、期日前投票所で投票することができます。

入場券の裏面が、期日前投票宣誓書になっていますので、ご自分の入場券であることを確かめのうえ、あらかじめ宣誓書に必要事項を記入して、期日前投票所にお越しください。期日前投票所で改めて宣誓書に記入していただく必要がなくなります。

※入場券が届く前でも、期日前投票所で宣誓書を記入し、投票することができます。

期日前投票所

7月4日(金)～7月19日(土) 午前8時30分～午後8時	氷上住民センター 実習室
7月14日(月)～7月19日(土) 午前8時30分～午後8時	柏原住民センター 2階会議室 青垣住民センター 1階フロア 春日住民センター 大会議室 山南支所 1階フロア ライフピアいちじま 健康学習室

◎期日前投票ができる方

- ・投票日当日に仕事に従事される方
- ・旅行、レジャー、買い物などで投票区外に外出、滞在される方
- ・手術等により、投票日当日に歩行困難となる方
- ・天災または悪天候により投票所に到達困難な方

投票方法

今回の選挙の投票方法は、次のとおりです。

- ・選挙区選出議員選挙

投票用紙 クリーム色 ⇒ 『候補者の氏名』を一人書きます。

- ・比例代表選出議員選挙

投票用紙 白色 ⇒ 『候補者の氏名又は政党名、政治団体等の名称』を一つ書きます。

選挙運動期間

立候補届出を行った候補者は、公職選挙法の定めに従い、選挙運動を行います。

選挙運動期間は、7月3日の立候補届出後から選挙期日の前日（7月19日）までです。

なお、選挙運動期間中でも、街頭演説や連呼行為などができるのは、午前8時から午後8時までに限られています。

選挙公報について

候補者の政見や経歴等を掲載した選挙公報を、兵庫県選挙管理委員会から届き次第、期日前投票所等に設置します。また、新聞折込みにより配布する予定です。

新聞を取られていない方で、選挙公報の自宅への郵送をご希望の方は、丹波市選挙管理委員会にお申込みください。

過去に自宅への郵送をお申込みいただいた方は、住所に変更がなければ引き続き郵送しますので、お申込みは不要です。

デマンド(予約)型乗合タクシーの利用

期日前投票所に行く手段として、デマンド（予約）型乗合タクシーがご利用いただけます。

運行日は、月・火・水・金曜日です。

ご利用には事前登録・事前予約が必要です。登録には7日から10日ほどかかりますので、はじめの方はお早めにお申し込みください。

詳しくは、丹波市ふるさと創造部ふるさと定住促進課（Tel：88-5360）までお問い合わせください。

親子連れ投票の推奨

平成28年4月の法改正により、子ども（18歳未満）も選挙人と一緒に投票所に入場できるようになりました。

将来を担う子どもたちに、早い段階から社会の一員、主権者としての自覚を持ってもらうために、ぜひご家族そろって投票所にお越しください。



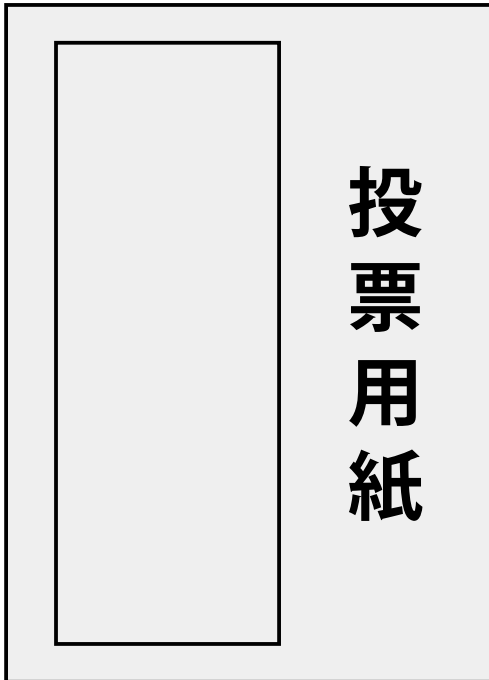
参議院議員通常選挙の情報



QRコードを読み取ることで、
参議院議員通常選挙の情報を調べることができます。

参議院議員通常選挙の投票方法

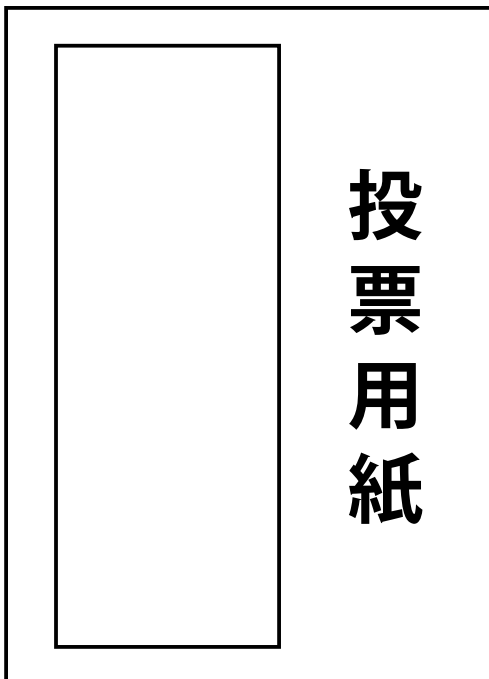
1 選挙区選出議員選挙



■ 投票用紙の色
クリーム色

■ 投票の方法
候補者の氏名を1人記入します。

2 比例代表選出議員選挙



■ 投票用紙の色
白色

■ 投票の方法

- ① 候補者の氏名
- ② 政党名、政党団体等の名称

①・②のいずれかを1つ記入します。